

No.	項目	質問	回答
1	補助対象	中古品は対象となるのか。	対象となりません。 未使用品、新設（太陽光発電設備補助金も同様）、未登録車の場合のみ対象となります。
2	補助対象	太陽光発電は全量売電の場合、対象となりますか。	対象となりません。 発電した電力の30%以上を自家用として利用することが要件となります。 なお、FIT及びFIPの認証やJ-クレジット制度への登録をされた場合も対象外となります。
3	補助対象	蓄電池の容量は、定格容量と実効容量のどちらを用いますか。	補助金申請の際は、カタログ等に記載の定格容量の数値を用いてください。
4	補助対象	補助金を申請する前に購入、契約したものは対象となりますか。	対象となりません。申請者から申請いただいた後、本市が交付決定した日から実績報告期日までに購入、契約したものに限り対象となります。
5	補助対象	太陽光パネルはカーポートに設置した場合も対象となりますか。	居住する既存住宅の敷地内に設置するものに限り対象とします。なお、発電した電力量の30%以上を家庭用として自家消費しなければなりません。
6	補助対象	補助金対象設備が備え付けられている建売住宅を購入する予定ですが、補助対象となりますか。	住宅が建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅かつ、補助対象設備が当該住宅建築に合わせて備えられた未使用品である場合は対象となります。 ただし、当該設備設置に係る購入費並びに設置工事費を申請・報告いただく見積書等に明確に記載してください。記載のないものは補助対象となりません。
7	補助対象	同一設備の増設、買い替えは対象となりますか。	補助要件に合致していれば対象となります（当該年度に同一世帯で申請していない等）。ただし、買い替えにより既に補助金が支給された設備を処分した場合、財産処分の届出や補助金返納が必要となる場合があります。
8	申請手続	申請書はどこで手に入りますか。	市のホームページからダウンロードしてください。
9	申請手続	申請書類を受付窓口（環境保全課）へ持参してもよいですか。また、メール、FAXにて提出してもよいですか。	原則、提出方法は 郵送のみ です（配達記録の残る書留等をおすすめします）。
10	申請手続	補助金は先着順ですか。	申請は消印日等を基準に市が受理を行い、受理した件数が予算設定上限に達した日をもって受理を終了します。同日に申請が重なり受理件数が上限を超過した場合、原則、受理終了日の申請者を対象とした抽選により補助対象者を決定します。 なお、書類が市に到着していても、申請内容に不備がある場合は、受理とはなりませんのでご注意ください。

11	申請手続	申請書が到着したのか確認できるか。	書類が到着したか、ご不安の場合は書留等をご利用ください。 なお、交付が決定された場合は交付決定通知を送付します。また、仮に申請内容に不備がありましたら、連絡しますので修正をお願いいたします。
12	申請手続	太陽光発電設備の補助申請額計算方法について (令和7年度交付補助金から計算方法が変更されていますのでご注意ください。蓄電池の補助金とは計算方法が異なります。)	○太陽光設備について 「太陽電池モジュールの公称最大出力合計値」又は「パワーコンディショナーの定格出力合計値」の <u>いずれか低い値</u> (出力の単位はkwとし、 <u>その値の小数点以下は切り捨てる。</u>)に1kwあたり7万円を乗じて得た額又は49万円のいずれか少ない額になります。 (例) 太陽光パネル出力: 6.12kw、パワーコンディショナー出力: 5.9kwの場合 7万円×5kw=35万円 申請額は35万円
13	申請手続	蓄電池の補助申請額計算方法について (太陽光発電設備とは計算方法が異なります。)	○蓄電池について 蓄電池の定格容量に1kwhあたり1万円を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額又は10万円のいずれか少ない額になります。 (例) 定格容量7.14kwの場合 1万円×7.14=7.14万円 千円未満は切り捨てるため、申請額は7.1万円
14	申請手続	補助金額の計算方法について (対象設備: ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、燃料電池システム(エネファーム)、太陽熱利用システム、HEMS、V2H充電設備)	補助対象設備本体及び附属設備の購入費並びに設置工事費の合計額(既存設備の撤去費及び処分費、補助対象設備の設置に直接関係のない工事費、申請代行手数料等の費用及び消費税及び地方消費税を除く。)から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た金額に補助率を乗じたものになります。 (例) エコキュートの設置 補助対象設備本体購入費等 100万円 国の補助金 20万円 (100万円-20万円)×1/10=8万円 上限額により補助金の申請額は5万円
15	申請手続	国の補助金との併用は可能ですか。	●「玉野市太陽光発電設備補助金」について 玉野市太陽光発電設備補助金は国の補助金が財源として使われているため、太陽光発電設備を補助対象としている他の国及び国から委託を受けた団体からの補助金と併用はできません。 ※併用を予定してる補助金側(玉野市以外の補助金)が他補助金使用を併用不可としている場合がありますので、申請前に必ずご確認ください。 ●「玉野市脱炭素推進補助金」について 併用は可能ですが、併用を予定する国等の類似補助金額分については、市の補助対象経費から減額される補助対象設備があります。(No.14参照) ※減額される設備 ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、燃料電池システム(エネファーム)、太陽熱利用システム、HEMS、V2H充電設備

16	申請手続	太陽光と蓄電池の市の各補助金を同時に申請してよいか。	「玉野市太陽光発電設備補助金」、「玉野市脱炭素推進補助金」の2種を併用することは可能です。
17	申請手続	事業の完了日はいつになりますか。	申請者が業者等から補助対象設備の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが完了した時点をもって事業の完了日となります。なお、引き渡し時点で対象設備が正常に稼働できる状態である必要があります。
18	申請手続	実績報告はいつまでに行う必要がありますか。	補助事業完了日から起算して30日以内、又は実績報告期限（下記を参照）のいずれか早い期日までに提出をお願いいたします。 ※事業が完了したら速やかに提出をお願いします。期限内に適正な実績報告書（添付書類も含む）が提出されない場合は、補助金の交付決定が取り消されますのでご注意ください。 【参考】令和7年度実績報告期限 ●「玉野市太陽光発電設備補助金」：令和7年12月26日 ●「玉野市脱炭素推進補助金」：令和8年2月20日
19	申請手続	今年度、補助対象設備を契約し、設置が次年度以降となる場合は補助対象となりますか。	対象となりません。
20	申請手続	契約書の写しは、全てのページが必要となりますか。	●以下の記載があるページの写しを提出ください。 ・発注者と請負者の双方の押印が確認できるページ ・補助対象設備とその設置経費（内訳等）が確認できるページ
21	申請手続	交付決定後、申請した設備の内容を変更した場合はどうしたらいいですか。	申請内容に変更が生じた場合は、変更承認申請書の提出が必要となる場合があります。まずは環境保全課脱炭素推進係へご連絡ください。 なお、予算が満額に達していた場合は、変更後の交付額は変更前に交付決定された金額が上限となりますのでご了承ください。
22	申請手続	交付決定後、設置を中止したい場合はどうしたらいいですか。	設置を中止する場合は、変更承認申請書の提出が必要となります。速やかに提出ください。また、合わせて環境保全課へご連絡ください。
23	請求手続	補助金の振込先の口座名義を申請者と異なる者にしてもよいですか。	補助金請求書の振込先は、申請者本人の口座に限ります。
24	請求手続	補助金の振込日はいつ頃になりますか。	補助金の確定通知後30日以内となります。口座誤りなど提出書類に不備があると振込が遅れる場合があります。
25	その他	太陽光について、申請年度以降においても自家消費割合の報告が必要ですか。	連続する1年間分の発電実績報告書の提出を求めます。また、市が必要と認めた場合には追加で別報告書の提出依頼や現地調査を行う場合があります。 なお、補助事業に関する帳簿及び証拠書類は、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで整備保管する必要がありますのでご注意ください。